

掛川市原子力災害広域避難計画の方針

平成30年3月
掛川市

目次

	頁
1 総則	1
(1) 目的	
(2) 発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 原子力災害対策重点区域	
2 避難等の判断基準と実施	3
(1) 避難等の判断基準	
(2) 避難単位	
(3) 避難等の実施体制	
(4) 避難等に係る広報等	
3 避難先	8
(1) 避難先の確保	
(2) 自治区毎の避難先	
(3) 避難先確認の手順	
4 避難経路	10
(1) 主な避難経路	
(2) 一時集合場所	
(3) 避難退域時検査及び簡易除染	
(4) 避難経由所	
(5) 避難所	
5 要配慮者の避難者等	12
(1) 在宅の要配慮者の避難等	
(2) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等	
(3) 社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等	
(4) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）	
6 一般の避難等	15
(1) 主な避難手段	
(2) 避難手段の確保	

7	学校等の避難等	16
8	その他の避難等	16
	(1) 一時滞在者（観光客等）への対応	
	(2) 外国人への配慮	
9	安定ヨウ素剤の配布・服用	17
10	今後の検討課題	17
	(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
	(2) 関連する計画、マニュアル等の整備に関する課題	
	別図 1	18
	別表 1	19
	別表 2	21

1 総 則

(1) 目 的

本計画は、掛川市地域防災計画原子力災害対策編第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ① 原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ② 住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ③ 平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻を「県防災計画」、掛川市地域防災計画原子力対策編を「市防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」という。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（平成28年4月1日現在）

区 分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査中（平成22年11月29日～）	施設定期検査中（平成24年1月25日～）	施設定期検査中（平成24年3月22日～）	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,527体 (872体)	計8,964体
運 転 終 了 日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。合計8,964体（うち使用済6,564体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、市防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(4) 原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を、発電所から5km及び31kmを目安に定めている。本市における重点区域は表2及び図1のとおり。

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	なし
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	市の全域

図1 発電所からの距離



2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、平成 28 年 3 月 1 日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、市、事業者等が連携し実施する。指針による避難等の判断基準とその内容は表 3 のとおりである。

表 3 避難等（屋内退避含む）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		UPZ（掛川市全域）	PAZ（参考）
EAL ^{※1} に基づく避難等	警戒事態 例) 震度 6 弱以上の地震	—	施設敷地緊急事態要避難者 ^{※4} の避難準備
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法 ^{※3} 10 条)) 例) 全交流電源喪失	住民等の屋内退避準備	施設敷地緊急事態要避難者 ^{※4} の避難実施 住民等 ^{※5} の避難準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法 15 条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の屋内退避	住民等の避難実施
OIL ^{※2} に基づく避難等	OIL 1 500 μ Sv/h 超過 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率(1 時間値) ^{※6})	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1 日を目安)避難を実施)	—
	OIL 2 20 μ Sv/h 超過 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率(1 時間値) ^{※6})	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施)	

※1 EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※5 住民等 : 当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

※6 OIL 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が OIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置の考え方

(避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

(2) 避難単位

国がO I Lに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、県及び市が円滑な避難又は一時移転を実施するため、避難単位を図2及び表4のとおり定める。

図2 避難単位及び空間放射線量率測定候補地点

※避難単位に付した数字については避難の順序を示すものではない。

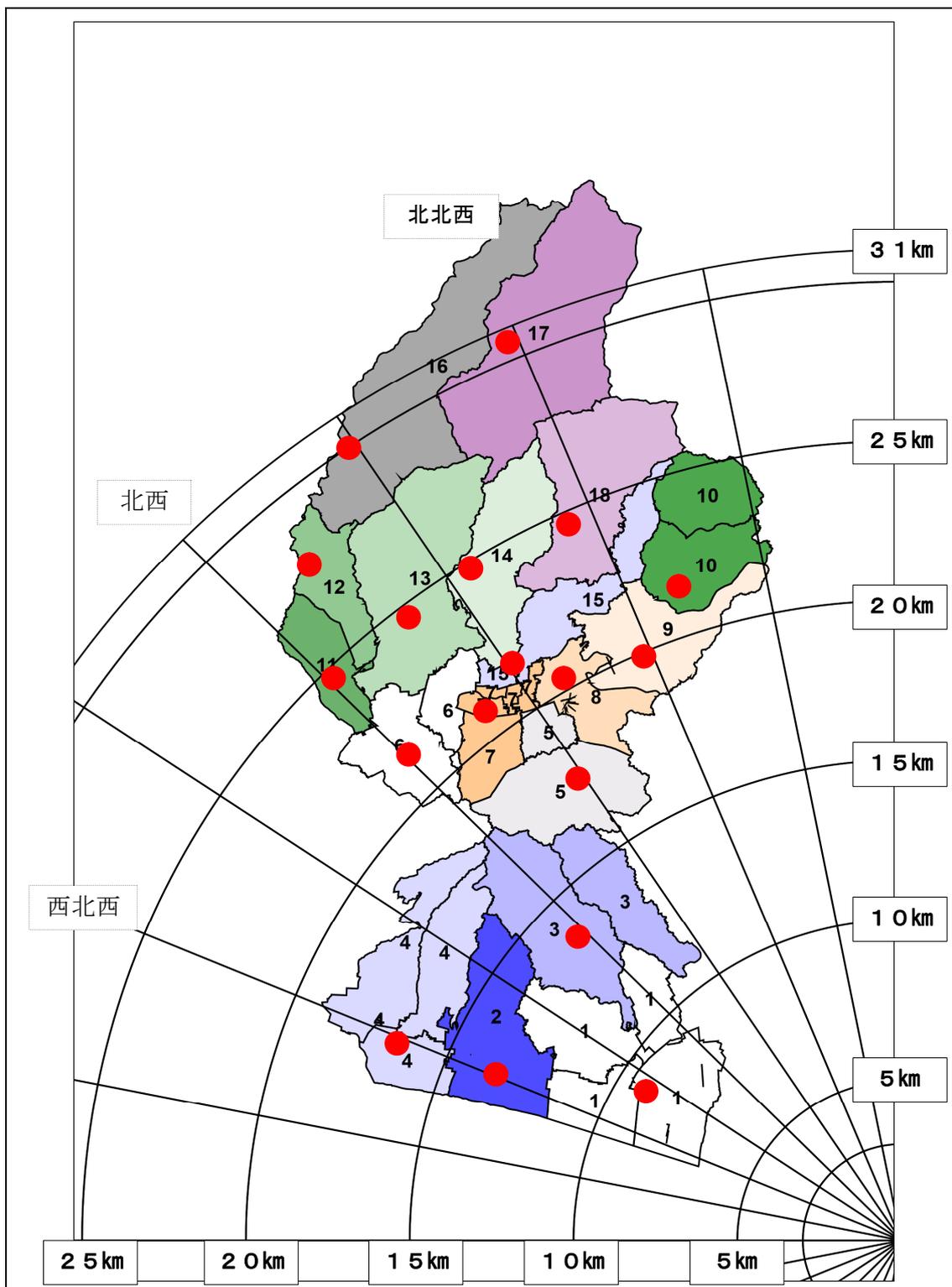


表4 市の避難単位と空間放射線量率の測定候補地点

避難単位	発電所からの距離	方位	地区	測定候補地点*
1	5～10 km	西北西	千浜、睦浜、大坂、中	A：大東支所局（固定） B：中小学校
2	10～15 km	西北西	大淵	A：大淵小学校 B：東大谷公民館
3	10～15 km	北西	佐東、土方	A：大東北公民館 B：佐東小学校
4	10～15 km	西北西	大須賀第一、大須賀第二、大須賀第三	A：大須賀支所局（固定） B：宗教法人三五教
5	15～20 km	北北西	上内田、南郷	A：上内田小学校 B：県立掛川工業高校
6	15～20 km	北西	掛川第5、曾我	A：掛川市役所局（固定） B：曾我小学校
7	15～20 km	北西	西南郷、掛川第一、掛川第二、掛川第三、掛川第四	A：第一小学校 B：県立掛川東高校
8	15～20 km	北北西	西山口	A：西山口小学校 B：22世紀の丘公園
9	15～20 km	北北西	東山口	A：栄川中学校
10	20～25 km	北北西	日坂、東山	A：日坂小学校 B：東山地域生涯学習センター
11	20～25 km	北西	和田岡	A：和田岡小学校
12	20～25 km	北西	原谷	A：原谷小学校
13	20～25 km	北西	桜木	A：桜木小学校 B：桜が丘中学校
14	20～25 km	北北西	西郷	A：西郷小学校 B：北中学校
15	20～25 km	北北西	城北、栗本	A：城北小学校 B：初馬公民館
16	25～31 km	北北西	原田	A：原田小学校 B：原野谷中学校
17	25～31 km	北北西	原泉	A：さくら咲く学校
18	20～25 km	北北西	倉真	A：倉真小学校（固定）

※ A：空間線量率測定候補地点、B：A地点のバックアップ地点

※ 発電所からの距離は、図2の5km単位の最短距離を記載

※ 方位が複数にまたがる場合は、面積の多い方を記載

(3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図1に示す。

1) 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

2) 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

3) 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

4) 市災害対策本部

市の庁舎内に設置され、市長を本部長とし、市全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

(4) 避難等に係る広報等

1) 市民等への情報伝達活動

① 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の混乱や心理的動揺をできる限り低くするため、迅速かつ分かりやすく、市民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。

② 市は、市民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- ③ 市は、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、市や県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、市民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。
- ④ 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について、国及び県の原子力災害対策本部・原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- ⑤ 市は、情報伝達にあたって、同報無線、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットやスマートフォン等を利用した情報伝達システム（※）等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

※ 県では、スマートフォンや携帯電話を利用し、発電所の状況、放射線の測定、値避難指示、避難先及び避難退域時検査場所等の情報を住民へ伝達するシステムを整備している。

2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

3 避難先

(1) 避難先の確保

- ① 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- ② 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、避難先1として、愛知県内の16市町村に避難先を確保する。
- ③ 大規模地震との複合災害時など②の避難先1に避難できない場合に備え、避難先2として、富山県内の11市町村にも避難先を確保する。

(2) 自治区毎の避難先

全面緊急事態となった場合、掛川市全域において住民等の屋内退避を実施する。事態が進展し放射性物質が放出され、O I Lに基づき政府原子力災害対策本部が、避難等の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難等を実施する。

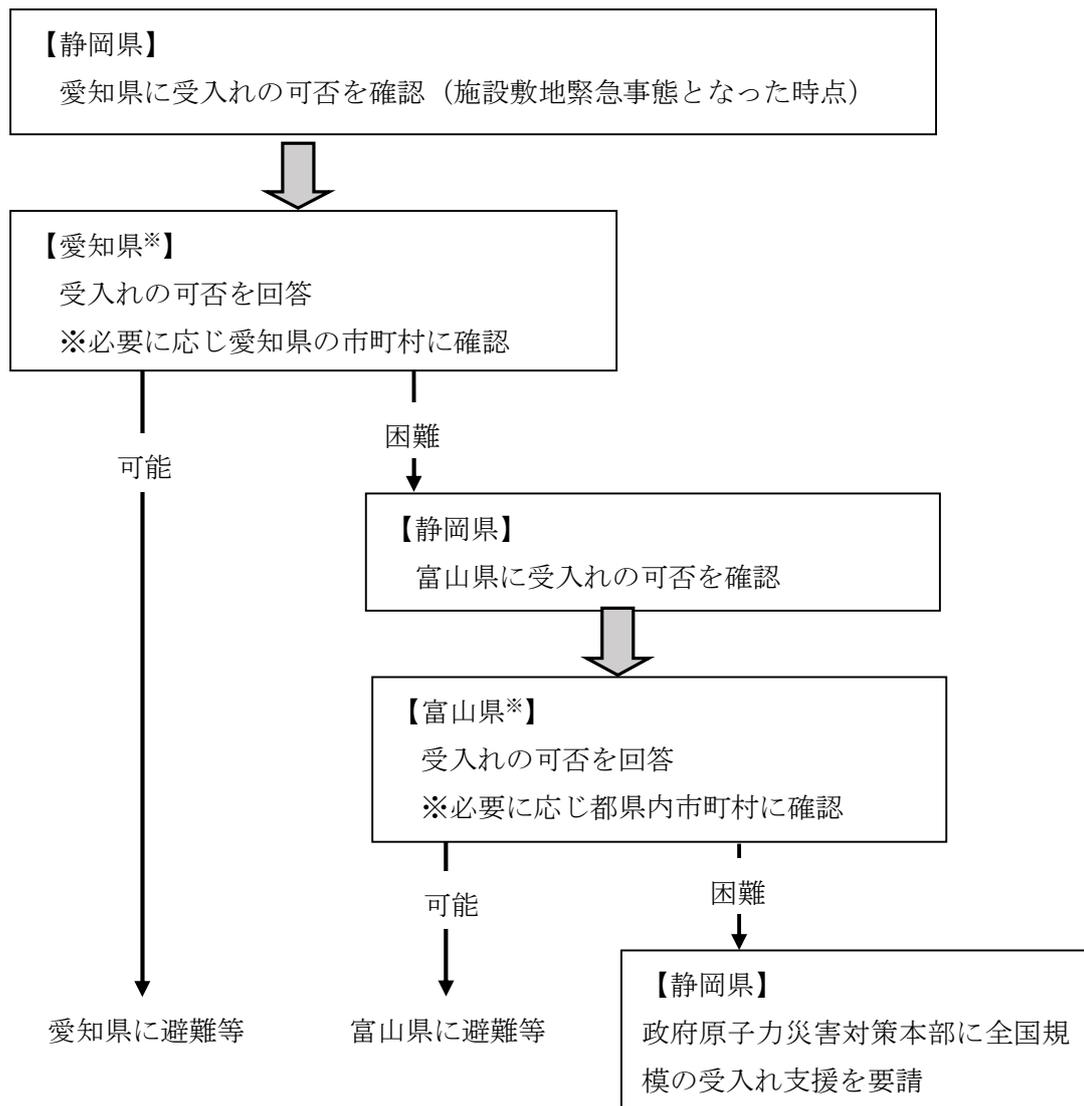
避難等を迅速、確実に実施するため、市内の自治区毎の避難先を別表1のとおり定める。

(3) 避難先確認の手順

避難等の際は、静岡県が、愛知県に受入れの可否を確認のうえ、避難等を行う。大規模地震等により、愛知県や愛知県内の市町村が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、富山県に受入れの可否を確認のうえ、避難等を行う。

なお、愛知県、富山県とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

図3 避難先確認の手順



4 避難経路

(1) 主な避難経路

各地区から避難先市町村への主な避難経路は、別表2の経路が想定される。避難等の際は、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。

(2) 一時集合場所

避難手段は、原則として自家用車とするが、自家用車での避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バスや福祉車両等により避難等を行う。その際の一時集合場所は、複合災害との整合性を図るため、地震災害時等の広域避難所とし、別表2のとおり定める。

(3) 避難退域時検査及び簡易除染

1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、県が公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。

表5 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数

位置	候補箇所
東名高速道路沿道・IC周辺	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地
新東名高速道路沿道・IC周辺	遠州森町PA、浜松SA
国道1号沿道	調整中
国道150号沿道	竜洋海洋公園
県道沿道、森町内	調整中、森町内公共施設

2) 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力のもと、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成27年8月26日）に準拠し、車両用ゲートモニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、別途、実施要領を定めるものとする。

(4) 避難経由所

避難の際、避難先市町村での目的地として「避難経由所」を設置する。

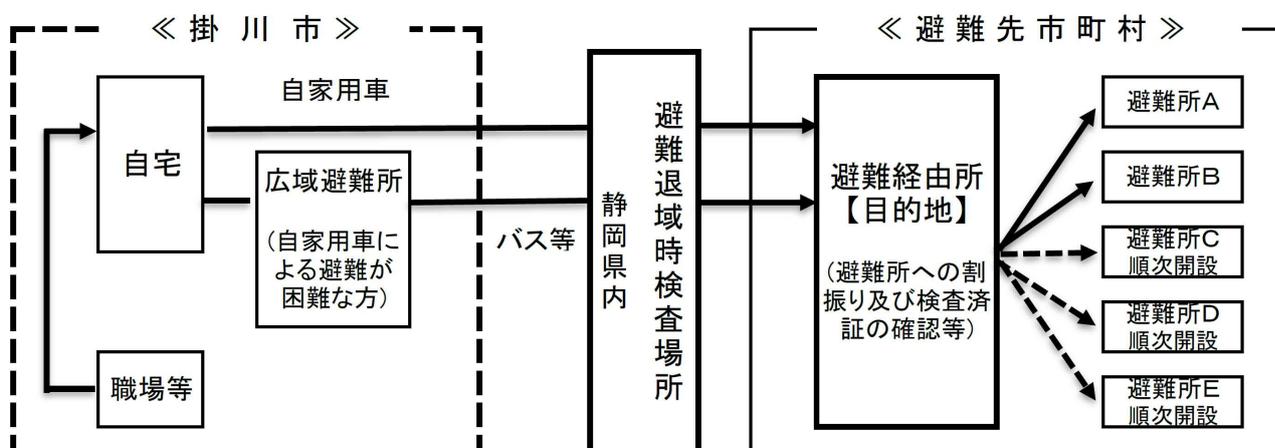
(地区ごとの避難先市町村及び避難経由所は、別表1に記載)

避難経由所では、避難者の受付及び検査済証の確認、避難所の割振、案内等を実施する。

避難経由所の運営は、避難先市町村及び避難先県、電力事業者等が開設運営し、市は、できる限り協力するものとする。

図4 避難の流れ

【避難実施のイメージ(避難経由所)】



(5) 避難所

避難所の開設や運営等の初動対応(概ね3日間程度を目安)は、避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに掛川市及び避難者に引き継ぐものとする。

避難先市町村での避難所の運営は、掛川市における地震等の災害時と同様に避難者等で運営することを基本とし、市は連絡調整や避難所運営の補助をする。

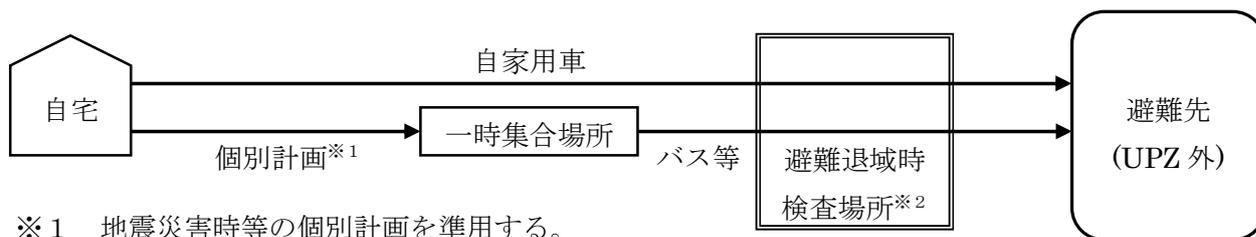
5 要配慮者等の避難等

(1) 在宅の要配慮者の避難等

1) 避難等

在宅の要配慮者は、別表 1 に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、市及び県は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

各自主防災会は、家族とともに避難が困難な要配慮者について、地震災害時等の個別計画に基づき、避難行動要支援者の支援にあたる。



※1 地震災害時等の個別計画を準用する。

※2 検査に合格した旨の証明書を発行

2) 屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に発電所から 10 km 圏内の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設及び市災害対策拠点施設として、大東支所の 1 階及び 2 階に放射性物質の侵入を防ぐための設備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去フィルターの設置等）を平成 28 年度に設置した。

避難を原則とするが、迅速な避難が困難な要配慮者等は、大東支所を活用し避難手段が整うまでの間、屋内退避を実施する。

施設名	所在地	防護区画
掛川市大東支所	掛川市三俣 620 番地	1 階及び 2 階

(2) 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

1) 施設及び避難等の内容

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表3にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

病院等は、放射性物質が漏洩し、避難等の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難等を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

2) 避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、県に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

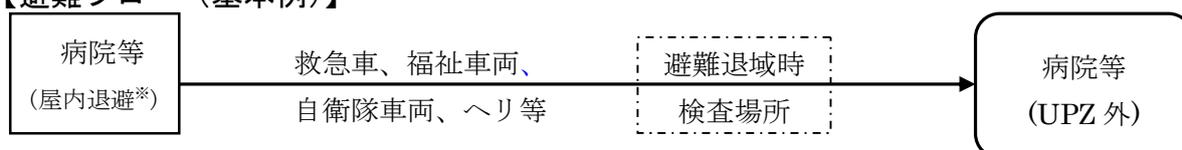
市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難等を行うものとする。

3) 避難手段の確保

避難等を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(3) 社会福祉施設(入所型)(以下、「入所施設」という。)の入所者の避難等

1) 施設及び避難等の内容

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表3にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難等の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難等を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

2) 避難先の確保

入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

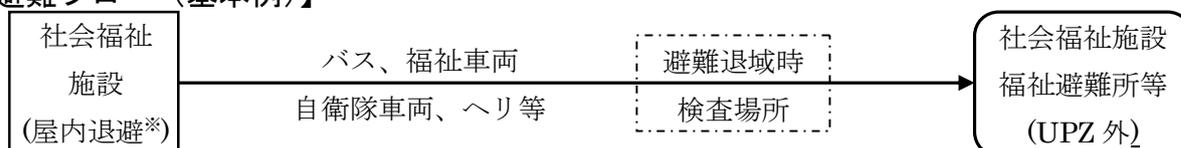
市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難等を行うものとする。

3) 避難手段の確保

避難等を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

避難元市町及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(4) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

通所施設は、表3にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難等の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

6 一般の避難者等

(1) 主な避難手段

避難手段は、原則として、自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

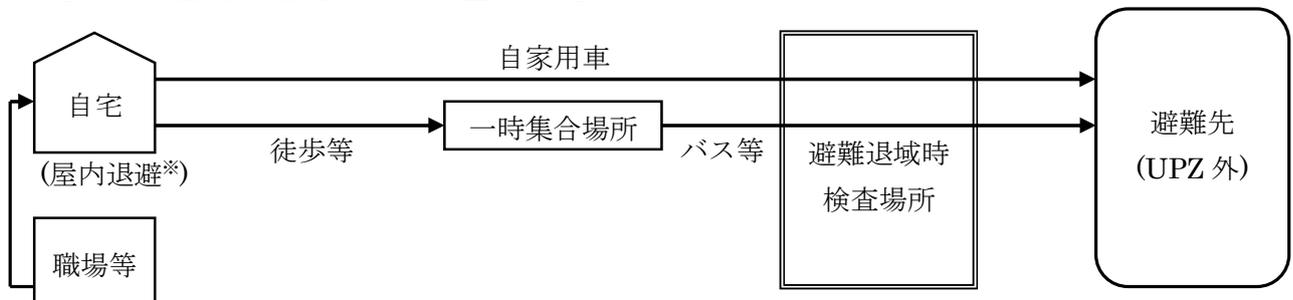
自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難等を行う。

(2) 避難手段の確保

県及び市は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

バス等で避難等が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

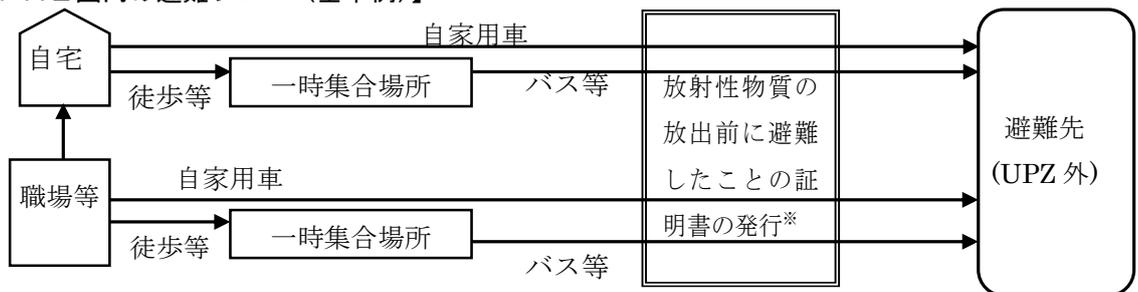
【UPZ圏内の避難フロー（基本例）】



※1 原則として、全面緊急事態の時点で自宅に戻り屋内退避をする。

※2 検査に合格した旨の証明書を発行

(参考) 【PAZ圏内の避難フロー（基本例）】



※ 避難退域時検査場所候補地等

7 学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在籍しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

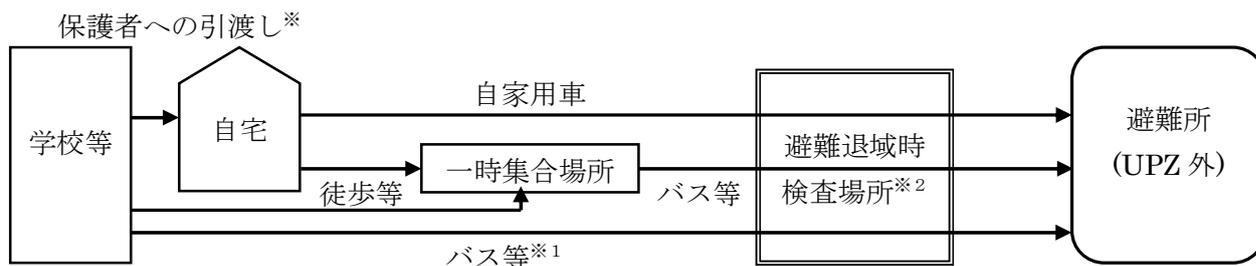
警戒事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在籍児童生徒と別表2の一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは一時集合場所又は避難先で行う。

【学校等の避難フロー（PAZ・UPZ共通）（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

※2 検査に合格した旨の証明書を発行

8 その他の避難等

（1）一時滞在者（観光客等）への対応

- ・県と市は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- ・県と市は、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）外への退避を求める。

（2）外国人への配慮

市は、国、県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

9 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせて、安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。県及び市は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

10 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

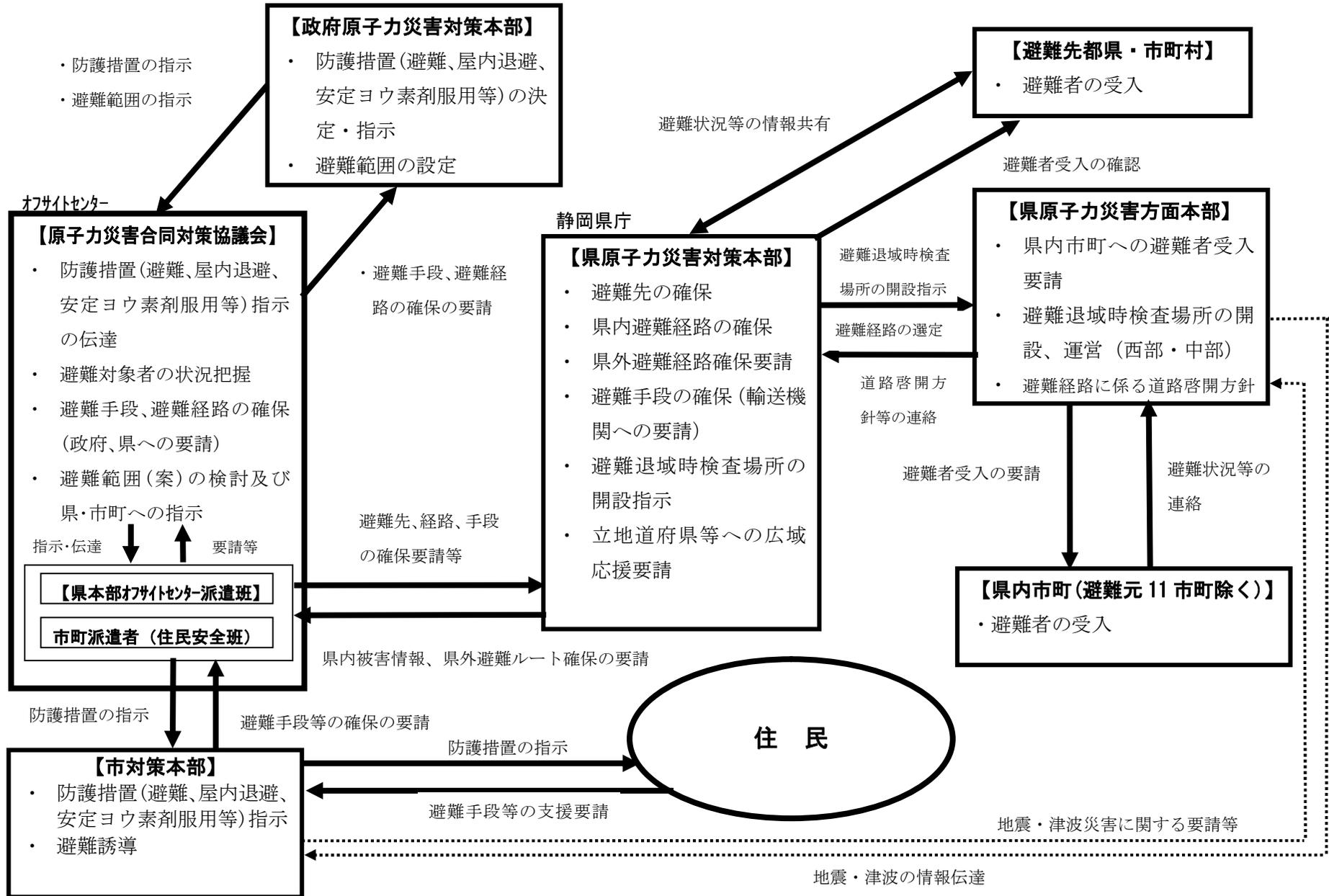
(1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 避難退域時検査及び簡易除染の候補施設の確定・拡充及び実施体制の確立
- 避難車両の確保における関係機関との協議（バス及び福祉車両等）
- 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行）
- 避難経路所の運営体制の確立
- 避難経路での燃料の確保、渋滞対策
- 降雪時における避難方法の検討
- 津波で避難している住民の避難等についての検討
- 放射線防護施設の拡充
- 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- 家畜、ペットについての検討

(2) 関連する計画、マニュアル等の整備に関する課題

- 避難先市町村での体制構築（行政機能の移転、避難経路所及び避難所・福祉避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先市町村の求償方法 等）
- 安定ヨウ素剤の配布
- 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）
- 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



(1) 避難先市町村及び避難経由所一覧表【愛知県】

避難 単位	避難元	避難先	避難経由所	
			名称	住所
1	千浜地区	豊川市	音羽運動公園	豊川市荻町口猿田1番地
	睦浜地区			
	大坂地区			
	中地区			
2	大渕地区	蒲郡市	海陽ヨットハーバー	蒲郡市海陽町1-7
3	佐東地区			
	土方地区			
4	大須賀第一	西尾市	スポーツ公園総合体育館	西尾市小島町大郷1-1
	大須賀第二			
	大須賀第三			
8	西山口地区			
5	南郷地区	幸田町	幸田中央公園	幸田町大字菱池字元林1-7
5	上内田地区	安城市	安城市スポーツセンター	安城市新田町新定41
13	桜木地区			
14	西郷地区			
6	曾我地区	東栄町	東栄総合グラウンド	東栄町大字本郷字大森1
		設楽町	設楽町役場	設楽町田口字辻前14
6	掛川第5地区	岡崎市	岡崎中央総合公園	岡崎市高隆寺字峠1
7	西南郷地区			
	掛川第3地区			
	掛川第4地区			
9	東山口地区			
7	掛川第1地区	刈谷市	刈谷市総合運動公園	刈谷市築地町荒田1
	掛川第2地区			
10	日坂地区	みよし市	三好公園総合体育館	みよし市三好町池ノ原1
	東山地区			
11	和田岡地区	知立市	知立市福祉体育館	知立市西町草刈10番地5
12	原谷地区	高浜市	碧海グラウンド	高浜市碧海町2丁目6-1
		碧南市	臨海体育館	碧南市浜町2-3
15	城北地区	豊田市	豊田スタジアム	豊田市千石町7-2
	栗本地区			
16	原田地区	新城市	道の駅「もつくる新城」	新城市八束穂字五反田329-7
17	原泉地区	豊根村	豊根村役場	豊根村下黒川字蔵平2
18	倉真地区			

(2) 避難先市町村及び避難経由所一覧表【富山県】

避難 単位	避難元	避難先	避難経由所	
			名称	住所
1	千浜地区	富山市	富山県総合運動公園	富山市南中田368番地
	睦浜地区			
	大坂地区			
	中地区			
2	大湊地区			
3	佐東地区			
	土方地区			
4	大須賀第一			
	大須賀第二			
	大須賀第三			
5	上内田地区			
	南郷地区			
7	西南郷地区			
13	桜木地区			
6	曾我地区	上市町	丸山総合公園	上市町堤谷11-5
6	掛川第5地区	南砺市	福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2
7	掛川第4地区			
7	掛川第1地区	射水市	太閤山ランド	射水市黒河4774-6
	掛川第2地区			
	掛川第3地区			
11	和田岡地区			
15	城北地区			
8	西山口地区	魚津市	新川文化ホール	魚津市宮津110
9	東山口地区	入善町	入善町総合体育館	入善町入膳468
10	日坂地区			
	東山地区			
12	原谷地区	立山町	中央体育センター	立山町野沢1
		舟橋村	舟橋会館	舟橋村海老江147
14	西郷地区	滑川市	スポーツ・健康の森公園	滑川市柳原41-1
15	粟本地区	黒部市	国際文化センターカラーレ	黒部市三日市20
18	倉真地区			
16	原田地区	朝日町	朝日町文化体育センター	朝日町越306
17	原泉地区			

別表 2

(1) 想定される避難経路等【避難先 1 (愛知県)】 ① (①') ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④ ⇒ ⑤

避難 単位	①		①'	②	③	④	⑤
	地区	行政区	一時集合場所 ※避難行動要支援者 又は自家用車による避 難が困難な者等	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査 場所候補地点 (災害の状況等により開設 場所が異なります)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～ 避難先)	避難先市町村 ※別表 1 参照
1	千浜		千浜小学校	県道247号線→東名高速道路 (掛川IC) 県道372号線→東名高速道路 (袋井IC) 国道150号	東名高速道路沿道・IC周辺 遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 P A 航空自衛隊浜松基地 新東名高速道路沿道・IC周 辺 遠州森町 P A 浜松 S A	東名高速道路 豊川 I C 音羽蒲郡 I C 岡崎 I C 東名三好 I C	岡崎市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 幸田町 豊田市 みよし市 新城市 設楽町 東栄町 豊根村 豊川市 蒲郡市
	睦浜		大浜中学校 南体育館	県道38号線→東名高速道路 (掛川IC) 県道69号線→東名高速道路 (袋井IC) 国道150号			
	大坂		大坂小学校 大浜中学校	県道38号線→東名高速道路 (掛川IC) 県道69号線→東名高速道路 (袋井IC)			
	中		中小学校	県道247号線→東名高速道路 (掛川IC)			
2	大淵		大淵小学校 アイク 南体育館	県道249号線→東名高速道路 (掛川IC) 県道69号線→東名高速道路 (袋井IC) 国道150号	国道1号沿道 調整中	新東名高速道路 新城 I C 浜松いなさ北 I C	
3	佐東		佐東小学校	県道38号線→東名高速道路 (掛川IC)	国道150号沿道 竜洋海洋公園	伊勢湾岸自動車道 豊田南 I C	
	土方		土方小学校 城東中学校 大東北公民館	県道251号線→東名高速道路 (掛川IC) 県道38号線→東名高速道路 (掛川IC)	県道沿道 調整中	東海環状自動車道 豊田松平 I C	
4	大須賀第一		横須賀高校 大須賀中学校 横須賀小学校	県道69号線→東名高速道路 (袋井IC) 県道409号線→東名高速道路 (掛川IC)	森町内 森町内公共施設		
	大須賀第二		横須賀高校 三五教	県道69号線→東名高速道路 (袋井IC) 県道409号線→東名高速道路 (掛川IC)			
	大須賀第三		横須賀高校 横須賀小学校 大須賀中央公民館 三五教	国道150号 県道41号線→東名高速道路 (袋井IC) 県道409号線→東名高速道路 (掛川IC)			

(1) 想定される避難経路等【避難先1(愛知県)】 ①(①') ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④ ⇒ ⑤

避難 単位	①		①'	②	③	④	⑤
	地区	行政区	一時集合場所 ※避難行動要支援者 又は自家用車による避難が困難な者等	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査 場所候補地点 (災害の状況等により開設 場所が異なります)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～ 避難先)	避難先市町村 ※別表1参照
5	上内田		上内田小学校	県道38号線→東名高速道路(掛川IC)	東名高速道路沿道・IC周辺 遠州豊田PA 三方原PA 浜名湖PA 航空自衛隊浜松基地 新東名高速道路沿道・IC周辺 遠州森町PA 浜松SA 国道1号沿道 調整中 国道150号沿道 竜洋海洋公園 県道沿道 調整中 森町内 森町内公共施設	東名高速道路 豊川IC 音羽蒲郡IC 岡崎IC 東名三好IC 新東名高速道路 新城IC 浜松いなさ北IC 伊勢湾岸自動車道 豊田南IC 東海環状自動車道 豊田松平IC	岡崎市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 幸田町 豊田市 みよし市 新城市 設楽町 東栄町 豊根村 豊川市 蒲郡市
	南郷		掛川工業高校	東名高速道路(掛川IC)			
6	掛川第五		西中学校 第二小学校	国道1号 県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
	曾我		曾我小学校	国道1号 県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
7	西南郷		掛川東高校	県道402号→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第一		第一小学校 総合福祉センター 東中学校	国道1号 県道38号線→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第二		第一小学校 掛川西高校	国道1号 県道38号線→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第三		掛川西高校 中央小学校 西中学校	国道1号 県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC) 県道38号線→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第四		掛川西高校	県道415号線→国道1号 県道415・40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
8	西山口		西山口小学校	県道37号線→東名高速道路(掛川IC) 国道1号			
9	東山口		栄川中学校	国道1号 国道1号→新東名高速道路(島田金谷IC) 県道415号→国道1号			

(1) 想定される避難経路等【避難先1(愛知県)】 ①(①') ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④ ⇒ ⑤

避難 単位	①		①'	②	③	④	⑤
	地区	行政区	一時集合場所 ※避難行動要支援者 又は自家用車による避難が困難な者等	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査 場所候補地点 (災害の状況等により開設 場所が異なります)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～ 避難先)	避難先市町村 ※別表1参照
10	日坂		日坂小学校	国道1号 国道1号→新東名高速道路(島田金谷IC)	東名高速道路沿道・IC周辺 遠州豊田PA 三方原PA 浜名湖PA 航空自衛隊浜松基地 新東名高速道路沿道・IC周辺 遠州森町PA 浜松SA 国道1号沿道 調整中 国道150号沿道 竜洋海洋公園 県道沿道 調整中 森町内 森町内公共施設	東名高速道路 豊川IC 音羽蒲郡IC 岡崎IC 東名三好IC 新東名高速道路 新城IC 浜松いなさ北IC 伊勢湾岸自動車道 豊田南IC 東海環状自動車道 豊田松平IC	岡崎市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 幸田町 豊田市 みよし市 新城市 設楽町 東栄町 豊根村 豊川市 蒲郡市
	東山		東山地域生涯学習 センター	国道1号→新東名高速道路(島田金谷IC)			
11	和田岡		和田岡小学校	県道271号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
12	原谷		原谷小学校	県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
13	桜木		桜が丘中学校	県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
			桜木小学校	県道81号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
14	西郷		西郷小学校	県道81号線→新東名高速道路(森掛川IC) 国道1号			
15	城北		城北小学校	県道415号線→国道1号 県道415・40号線→新東名高速道路(森掛川IC) 県道39号線→国道1号			
	栗本		城北小学校 東中学校 北中学校	県道270号・市道梅ヶ谷飛鳥線等→県道40号 線→新東名高速道路(森掛川IC) 県道270号→国道1号			
16	原田		原田小学校 原野谷中学校	県道268号→新東名高速道路(森掛川IC)			
17	原泉		さくら咲く学校	県道269号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
18	倉真		倉真小学校	県道81号線→新東名高速道路(森掛川IC)			

別表2

(2) 想定される避難経路等【避難先2（富山県）】 ①（①'）⇒②⇒③⇒④⇒⑤

避難単位	①		①'	②	③	④	⑤
	地区	行政区	一時集合場所 ※避難行動要支援者又は は自家用車による避難が 困難な者等	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査 場所候補地点 (災害の状況等により開設 場所が異なります)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～ 避難先)	避難先市町村 ※別表1参照
1	千浜		千浜小学校	県道247号線→東名高速道路（掛川IC） 県道372号線→東名高速道路（袋井IC） 国道150号	東名高速道路沿道・IC周辺 遠州豊田P A 三方原P A 浜名湖P A 航空自衛隊浜松基地 新東名高速道路沿道・IC周 辺 遠州森町P A 浜松S A 国道1号沿道 調整中 国道150号沿道 竜洋海洋公園 県道沿道 調整中 森町内 森町内公共施設	東海北陸自動車道 福光IC 北陸自動車道 小杉IC 富山西IC 富山IC 流杉ETC 立山IC 滑川IC 魚津IC 黒部IC 入善ETC 朝日IC	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 南砺市 射水市 上市町 立山町 入善町 朝日町 舟橋村
	睦浜		大浜中学校 南体育館	県道38号線→東名高速道路（掛川IC） 県道69号線→東名高速道路（袋井IC） 国道150号			
	大坂		大坂小学校 大浜中学校	県道38号線→東名高速道路（掛川IC） 県道69号線→東名高速道路（袋井IC）			
	中		中小学校	県道247号線→東名高速道路（掛川IC）			
2	大淵		大淵小学校 アイク 南体育館	県道249号線→東名高速道路（掛川IC） 県道69号線→東名高速道路（袋井IC） 国道150号			
3	佐東		佐東小学校	県道38号線→東名高速道路（掛川IC）			
	土方		土方小学校 城東中学校 大東北公民館	県道251号線→東名高速道路（掛川IC） 県道38号線→東名高速道路（掛川IC）			
4	大須賀第一		横須賀高校 大須賀中学校 横須賀小学校	県道69号線→東名高速道路（袋井IC） 県道409号線→東名高速道路（掛川IC）			
	大須賀第二		横須賀高校 三五教	県道69号線→東名高速道路（袋井IC） 県道409号線→東名高速道路（掛川IC）			
	大須賀第三		横須賀高校 横須賀小学校 大須賀中央公民館 三五教	国道150号 県道41号線→東名高速道路（袋井IC） 県道409号線→東名高速道路（掛川IC）			

(2) 想定される避難経路等【避難先2(富山県)】 ①(①') ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④ ⇒ ⑤

避難 単位	①		①'	②	③	④	⑤
	地区	行政区	一時集合場所 ※避難行動要支援者又は 自家用車による避難が 困難な者等	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査 場所候補地点 (災害の状況等により開設 場所が異なります)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～ 避難先)	避難先市町村 ※別表1参照
5	上内田		上内田小学校	県道38号線→東名高速道路(掛川IC)	東名高速道路沿道・IC周辺 遠州豊田PA 三方原PA 浜名湖PA 航空自衛隊浜松基地 新東名高速道路沿道・IC周辺 遠州森町PA 浜松SA 国道1号沿道 調整中 国道150号沿道 竜洋海洋公園 県道沿道 調整中 森町内 森町内公共施設	東海北陸自動車道 福光IC 北陸自動車道 小杉IC 富山西IC 富山IC 流杉ETC 立山IC 滑川IC 魚津IC 黒部IC 入善ETC 朝日IC	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 南砺市 射水市 上市町 立山町 入善町 朝日町 舟橋村
	南郷		掛川工業高校	東名高速道路(掛川IC)			
6	掛川第五		西中学校 第二小学校	国道1号 県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
	曾我		曾我小学校	国道1号 県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
7	西南郷		掛川東高校	県道402号→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第一		第一小学校 総合福祉センター 東中学校	国道1号 県道38号線→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第二		第一小学校 掛川西高校	国道1号 県道38号線→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第三		掛川西高校 中央小学校 西中学校	国道1号 県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC) 県道38号線→東名高速道路(掛川IC)			
	掛川第四		掛川西高校	県道415号線→国道1号 県道415・40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
8	西山口		西山口小学校	県道37号線→東名高速道路(掛川IC) 国道1号			
9	東山口		栄川中学校	国道1号 国道1号→新東名高速道路(島田金谷IC) 県道415号→国道1号			

(2) 想定される避難経路等【避難先2(富山県)】 ①(①') ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④ ⇒ ⑤

避難 単位	①		①'	②	③	④	⑤
	地区	行政区	一時集合場所 ※避難行動要支援者又は 自家用車による避難が困難な者等	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査 場所候補地点 (災害の状況等により開設 場所が異なります)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～ 避難先)	避難先市町村 ※別表1参照
10	日坂		日坂小学校	国道1号 国道1号→新東名高速道路(島田金谷IC)	東名高速道路沿道・IC周辺 遠州豊田PA 三方原PA 浜名湖PA 航空自衛隊浜松基地 新東名高速道路沿道・IC周辺 遠州森町PA 浜松SA 国道1号沿道 調整中 国道150号沿道 竜洋海洋公園 県道沿道 調整中 森町内 森町内公共施設	東海北陸自動車道 福光IC 北陸自動車道 小杉IC 富山西IC 富山IC 流杉ETC 立山IC 滑川IC 魚津IC 黒部IC 入善ETC 朝日IC	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 南砺市 射水市 上市町 立山町 入善町 朝日町 舟橋村
	東山		東山地域生涯学習センター	国道1号→新東名高速道路(島田金谷IC)			
11	和田岡		和田岡小学校	県道271号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
12	原谷		原谷小学校	県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
13	桜木		桜が丘中学校	県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
		桜木小学校	県道81号線→新東名高速道路(森掛川IC)				
14	西郷		西郷小学校	県道81号線→新東名高速道路(森掛川IC) 国道1号			
15	城北		城北小学校	県道415号線→国道1号 県道415・40号線→新東名高速道路(森掛川IC) 県道39号線→国道1号			
	粟本		城北小学校 東中学校 北中学校	県道270号・市道梅ヶ谷飛鳥線等→県道40号線→新東名高速道路(森掛川IC) 県道270号→国道1号			
16	原田		原田小学校 原野谷中学校	県道268号→新東名高速道路(森掛川IC)			
17	原泉		さくら咲く学校	県道269号線→新東名高速道路(森掛川IC)			
18	倉真		倉真小学校	県道81号線→新東名高速道路(森掛川IC)			